

『訪問看護契約にあたっての重要事項説明書』

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている訪問看護について、知っておいていただきたい内容を説明します。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問をしてください。

1.訪問看護を提供する事業者において

事業者名称	株式会社 M&K
代表者氏名	小林 浩太
所在地	大阪府大阪市天王寺区国分町 13 番 8 号 グリーンヒル 108 5 階 501 号室

(1) 事業者の所在地

事業所名称	ジョブズ訪問看護ステーション
所在地	大阪府大阪市天王寺区国分町 13 番 8 号 グリーンヒル 108 5 階 501 号室
連絡先	TEL : 06-4305-3395 FAX : 06-4303-5595
事業所の通常の実施地域	大阪市天王寺区・阿倍野区・生野区・西成区・浪速区

(2) 事業所の目的及び運営方針

事業の目的	利用者に対し適切なサービスを提供する事により、利用者の在宅における療養生活を支援し、その心身の機能の維持及び回復を図ることを目的とする。
運営方針	利用者の在宅における療養生活を支援するにあたっては、地域との結びつきを重視し他の医療、保健、福祉サービスとの連携がとれた総合的、かつ一体化したサービスの展開を目指した良質の在宅ケアサービスを提供するものとする。ステーションはその目的達成の為、職員のお熱意、資質向上に努めるものとする。

(3) 事業所の営業時間及びサービス提供時間

平日(月～金曜日)	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分
-----------	-------------------------

※休業日は原則として土日、8 月 13 日から 8 月 15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日まで

(4) 事業所の職員体制

管理者	1名(常勤)
看護師	9名(管理者1名、常勤5名、非常勤3名)
理学療法士	2名(常勤1名、非常勤1名)

2. 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

(表示の基本料金、加算料金は診療報酬の改定で変更になることがあります)

(1) 訪問看護基本療養費

①訪問看護基本療養費（Ⅰ）(精神訪問看護以外)

	週3回目まで (1日につき)	週4回目以降 (1日につき)
自己負担1割の方	555円	655円
自己負担2割の方	1,110円	1,310円
自己負担3割の方	1,665円	1,965円

②訪問看護基本療養費（Ⅱ）(同一建物居住者で同一日複数者)

		週3回目まで (1日につき)	週4回目以降 (1日につき)
同一日2人	自己負担1割の方	555円	655円
	自己負担2割の方	1,110円	1,310円
	自己負担3割の方	1,665円	1,965円
同一日3人以上	自己負担1割の方	278円	328円
	自己負担2割の方	556円	656円
	自己負担3割の方	834円	984円

(2) 精神科訪問看護基本療養費

①精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）

	週3回目まで		週4回目以降 (1日につき)	
	30分以上	30分未満	30分以上	30分未満
自己負担1割の方	555円	425円	655円	510円
自己負担2割の方	1,110円	850円	1,310円	1,020円
自己負担3割の方	1,665円	1,275円	1,965円	1,530円

②精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）（同一建物居住者で同一日複数者）

		週 3 回目まで		週 4 回目以降（1 日につき）	
		30 分以上	30 分未満	30 分以上	30 分未満
同一日 2 人	自己負担 1 割の方	555 円	425 円	655 円	510 円
	自己負担 2 割の方	1,110 円	850 円	1,310 円	1,020 円
	自己負担 3 割の方	1,665 円	1,275 円	1,965 円	1,530 円
同一日 3 人以上	自己負担 1 割の方	278 円	213 円	328 円	255 円
	自己負担 2 割の方	556 円	426 円	656 円	510 円
	自己負担 3 割の方	834 円	639 円	984 円	765 円

(3) 訪問看護管理療養費

	月の初日	月の 2 日目以降（1 日につき）
自己負担 1 割の方	767 円	300 円
自己負担 2 割の方	1,534 円	600 円
自己負担 3 割の方	2,301 円	900 円

(4) 24 時間対応体制加算(月 1 回)

利用者または家族等から電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制についての加算

自己負担 1 割の方	680 円
自己負担 2 割の方	1,360 円
自己負担 3 割の方	2,040 円

(5) 特別管理加算(月 1 回)

訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して訪問を行うにつき、利用者または家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制についての加算

①対象内容：

- ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

自己負担 1 割の方	500 円
自己負担 2 割の方	1,000 円
自己負担 3 割の方	1,500 円

- ②対象内容：・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
 - ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している
 - ・真皮を超える褥瘡の状態にある者

自己負担 1 割の方	250 円
自己負担 2 割の方	500 円
自己負担 3 割の方	750 円

(6) 難病等複数回訪問

厚生労働大臣が定める疾病等及び急性増悪期の特別訪問看護指示書による訪問の場合

自己負担 1 割の方	1 日 2 回訪問	450 円
	1 日 3 回以上	800 円
自己負担 2 割の方	1 日 2 回訪問	900 円
	1 日 3 回以上	1,600 円
自己負担 3 割の方	1 日 2 回訪問	1,350 円
	1 日 3 回以上	2,400 円

(7) 緊急訪問看護加算(1 日につき) ※精神科緊急訪問看護加算も同様

利用者または家族の求めに応じ、主治医の指示に基づき緊急に訪問看護を実施した場合

	月 14 日目まで	月 15 日目以降
自己負担 1 割の方	265 円	200 円
自己負担 2 割の方	530 円	400 円
自己負担 3 割の方	795 円	600 円

(8) 長時間訪問看護加算(週 1 回…①と②は週 3 回)

①15 歳未満の超重症児又は準超重症児 ②15 歳未満で別表 8 に該当する利用者

③特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者が訪問看護に 90 分を超える場合

④別表 8(特別管理加算)に掲げる者 ⑤精神科特別訪問看護指示書に係る利用者

自己負担 1 割の方	520 円
自己負担 2 割の方	1,040 円
自己負担 3 割の方	1,560 円

※別表 8(特別管理加算)に掲げる者

- ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者

(9) 複数名訪問看護加算

①末期の悪性腫瘍等の対象となる利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員と訪問看護を行った場合

			自己負担 1割の方	自己負担 2割の方	自己負担 3割の方
①他の看護師 (週1回まで)	同一建物内1人又は2人		450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上		400円	800円	1,200円
②その他職員(③以外) (週3回まで)	同一建物内1人又は2人		300円	600円	900円
	同一建物内3人以上		270円	540円	810円
③その他職員(別表7.8、 特別指示書) (制限なし)	1日1回	同一建物内1人又は2人	300円	600円	900円
		同一建物内3人以上	270円	540円	810円
	1日2回	同一建物内1人又は2人	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内3人以上	540円	1,080円	1,620円
	1日3回以上	同一建物内1人又は2人	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物内3人以上	900円	1,800円	2,700円

※対象となる利用者は、一人での看護職員による訪問看護が困難な場合となります

- ・末期の悪性腫瘍等の者
- ・特別な管理を必要とする者
- ・特別訪問看護指示期間中であって、訪問看護を受けている者
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

(10) 複数名精神科訪問看護加算(30分未満の場合は除く)

		自己負担 1割の方	自己負担 2割の方	自己負担 3割の方
1日1回	同一建物内1人又は2人	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円
1日2回	同一建物内1人又は2人	900円	1,800円	2,700円
	同一建物内3人以上	810円	1,620円	2,430円
1日3回以上	同一建物内1人又は2人	1,450円	2,900円	4,350円
	同一建物内3人以上	1,300円	2,600円	3,900円

※対象となる利用者は、精神科訪問看護指示書の「複数回の訪問の必要性」の欄に「あり」と記載されている者

(11) 夜間・早朝および深夜訪問看護加算

夜間・早朝訪問看護加算(18時～22時、6時～8時)

自己負担1割の方	210円
自己負担2割の方	420円
自己負担3割の方	630円

深夜訪問看護加算(22時～6時まで)

自己負担1割の方	420円
自己負担2割の方	840円
自己負担3割の方	1,260円

(12) 退院時共同指導加算(退院時)

入院中・入所中の方またはその家族に対し退院後の在宅療養についての指導を行った場合

自己負担1割の方	800円
自己負担2割の方	1,600円
自己負担3割の方	2,400円

(13) 特別管理指導加算(退院時)

特別な管理が必要な利用者に対し退院時共同指導を行った場合

自己負担1割の方	200円
自己負担2割の方	400円
自己負担3割の方	600円

(14) 退院支援指導加算

別表 7.8 に該当する利用者または、退院日の訪問看護が必要であると認められた利用者に対し、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合

	自己負担 1 割の方	自己負担 2 割の方	自己負担 3 割の方
1 回のみ	600 円	1,200 円	1,800 円
長時間	840 円	1,680 円	2,520 円

(15) 在宅患者連携指導加算(月 1 回)

利用者宅に訪問し、利用するサービス等の情報を共有し、療養上必要な指導及び助言を行った場合

自己負担 1 割の方	300 円
自己負担 2 割の方	600 円
自己負担 3 割の方	900 円

(16) 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2 回)

急変時や診療方針の変更に伴いカンファレンスを行い、利用者や家族に対して指導を行った場合

自己負担 1 割の方	200 円
自己負担 2 割の方	400 円
自己負担 3 割の方	600 円

(17) 看護・介護職員連携強化加算(月 1 回)

厚生労働大臣が定める者について、医師の指示の下に行われる特定行為に関して、介護職員対して必要な支援を行った場合

自己負担 1 割の方	250 円
自己負担 2 割の方	500 円
自己負担 3 割の方	750 円

(18) 訪問看護情報提供書(各情報提供に対して月 1 回)

多職種との連携強化に必要な情報提供

自己負担 1 割の方	150 円
自己負担 2 割の方	300 円
自己負担 3 割の方	450 円

①厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合

②厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、義務教育諸学校に入学転学等により初めて在籍することとなる利用者について、諸学校から求めに応じて情報を提供した場合

③保険医療機関等に入院し、または入所する利用者について情報を提供した場合

(19) ターミナルケア加算(死亡月)

終末期の看護の提供を行った場合

自己負担1割の方	2,500円
自己負担2割の方	5,000円
自己負担3割の方	7,500円

※特別養護老人ホーム等の入所者で、看取り介護加算等を加算している利用者で終末期の看護の提供を行った場合は下記の算定となる。

自己負担1割の方	1,000円
自己負担2割の方	2,000円
自己負担3割の方	3,000円

(20) 訪問看護ベースアップ評価料 (I) (月に1回)

訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合

自己負担1割の方	78円
自己負担2割の方	156円
自己負担3割の方	234円

(21) 訪問看護医療 DX 情報活用加算 (月に1回)

当事業所の看護師等が、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

自己負担1割の方	5円
自己負担2割の方	10円
自己負担3割の方	15円

3.その他の費用について

① 交通費請求の有無	いたしません。
② キャンセル料	いたしません。
③ サービス提供となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用及び看護に必要な衛生材料費	利用者(お客様)の負担となります。
④ 死後の処置を希望され、行った場合	処置に必要な衛生材料があった場合、利用者様の負担となります。

4.利用料、その他の費用のお支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は利用明細書を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。</p>
② 利用証、その他の費用の支払い	<p>ア 利用月の翌月末日までに、下記いずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み(振込手数料は利用者負担となります)</p> <p>(イ)現金支払い</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しますので、必ず保管をお願いします。</p>

※利用料、その他のお支払い方法について、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払の催告から14日以内にお支払がない場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払い頂くことになります。

5.看護師の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者の事情により、看護師の変更を希望される場合は、右の担当者まで相談ください。	<p>ア 相談担当者氏名：小林 浩太</p> <p>イ 連絡先電話番号：06-6405-3395</p> <p style="text-align: center;">FAX 番号：06-6403-5595</p> <p>ウ 受付日：月～金</p> <p style="text-align: center;">受付時間：午前9時～午後6時</p>
--	--

看護師の変更に関しては、利用者様の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、希望に添えない場合もございますことを、あらかじめご了承下さい。

6.虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：小林 浩太
-------------	-----------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5)介護相談員を受け入れます。

(6)サービス提供中に当該事務所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7.秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持	サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。
② 個人情報の保護	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についてもあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者が厳重な注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

8.緊急時の対応方法について

訪問看護のサービス利用中に利用者に緊急事態が発生した場合、利用者の主治医に連携するとともに、あらかじめ指定された先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地および電話番号	
家族等	緊急連絡先(自宅・勤務先)	
	氏名(続柄)及び電話番号	

9.事故発生等の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家庭、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10.訪問看護サービス内容の負担額について

あなたの居宅サービスの計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用の意向をもとに作成したものです。契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問看護計画書」を作成の上で実施しますが、状況の変化、意向の変動により、内容変更を行うことも可能です。

(1)サービス提供者(訪問看護計画作成)

(氏名) 小林、影山、福田、松本、宇賀、松浦、山本

(連絡先) 06-4305-3395

なお、事業者の都合により訪問看護師を変更する場合は、管理者により事前に連絡いたします。

11.訪問看護の提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 ジョブズ訪問看護ステーション	受付担当者 小林 浩太 受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時 TEL(06)4305-3395 FAX(06)4303-5595
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時30分 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 TEL(06)6241-6310 FAX(06)6241-6608
【公的団体の窓口】 近畿厚生局 指導監査課	受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階 TEL(06)4791-7316 FAX(06)4791-7355
【区役所の窓口】 天王寺区保険福祉センター保険福祉課 阿倍野区保険福祉センター保険福祉課 生野区保険福祉センター保険福祉課 西成区保険福祉センター保険福祉課 浪速区保険福祉センター保険福祉課 東住吉区保険福祉センター保険福祉課 平野区保険福祉センター保険福祉課 東成区保険福祉センター保険福祉課	受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時30分 TEL(06)6774-9859 FAX(06)6772-4906 TEL(06)6622-9859 FAX(06)6621-1434 TEL(06)6715-9859 FAX(06)6715-9967 TEL(06)6659-9859 FAX(06)6659-9468 TEL(06)6647-9859 FAX(06)6644-1937 TEL(06)4399-9859 FAX(06)6629-4580 TEL(06)4302-9859 FAX(06)4302-9943 TEL(06)6977-9859 FAX(06)6972-2781

住吉区保険福祉センター保険福祉課	TEL(06)6694-9859 FAX(06)6694-9692
住之江区保険福祉センター保険福祉課	TEL(06)6682-9859 FAX(06)6686-2040

12.その他に

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項についてご了承下さい。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはできません。
- ② 看護師等は医療保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や補助を行うこととされています。それ以外の業務(調理・掃除・犬の散歩等)を行うことはできません。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ 交通諸事情により訪問予定時間が前後する場合がございます。
- ⑤ 天候や自然災害によりサービスが提供できない場合がございます。(大雨・大雪・台風・地震等)
- ⑥ 24 時間対応体制加算に同意されている利用者または家族からの看護に関する相談に対し、24 時間対応でき、必要に応じて訪問看護を行います。お伺いするまでに時間を要する場合がございます。(他利用者の訪問看護と重なった場合・営業時間外・交通事情等)

訪問看護提供開始にあたり、利用者に対し説明を行いました。

この説明書の説明日	令和 年 月 日
-----------	----------

事業者	所在地	大阪府大阪市天王寺区国分町 13 番 8 号 グリーンヒル 108 5 階 501 号室
	法人名	株式会社 M&K
	代表者名	小林 浩太 印
	事業所名	ジョブズ訪問看護ステーション
	説明者名	印

前記内容について、事業者から確かに説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	利用者との続柄() 印
	代筆理由	